

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	職業安定行政業務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

職業安定行政業務に関する事務における特定個人情報については、全国の都道府県労働局及び公共職業安定所において取り扱うとともに情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を実施することから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、システム上の整備、文書管理及び職員への教育・啓発等の十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

厚生労働大臣

## 公表日

令和7年8月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	職業安定行政業務に関する事務
	<p>1. 公共職業安定所等における事務について 全国の都道府県労働局及び公共職業安定所(出張所及び分室を含む。以下「公共職業安定所等」という。)では、職業安定行政に係る各事務を実施している。このうち以下の(1)~(6)の事務については、適正かつ効率的に事務処理すること等を目的として、ハローワークシステム(※)を利用して事務を行っている。</p> <p>(1)雇用保険に関する事務 (2)求職者支援制度を含む公的職業訓練に関する事務 (3)職業紹介に関する事務 (4)助成金に関する事務 (5)労働力需給調整に関する事務 (6)雇用管理改善に関する事務 本評価においては、当該6事務の内、個人番号の収集・蓄積及び外部機関との情報連携を行う(1)~(4)((2)については求職者支援制度)の事務を対象として記載する。</p> <p>※以上の事務処理を行うシステム(厚生労働本省で管理)を総称してハローワークシステムという。</p> <p>(1)雇用保険に関する事務 ・公共職業安定所等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付等の支給等を行っている。 ・事業主から提出される雇用保険被保険者資格取得届等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、雇用保険被保険者番号(雇用保険に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長、デジタル庁、法務省等)への情報照会を行い、失業等給付等の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付等関係情報(失業等給付等の支給歴等)の情報提供を行う。 ・育児休業等給付の審査事務において、地方公共団体情報システム機構へ同一住所の者の情報照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長へ同一世帯の者の範囲及び当該地方税関係情報等の情報照会を行う。</p> <p>(2)求職者支援制度に関する事務 ・公共職業安定所等では、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年5月20日法律第47号)(以下「求職者支援法」という。)に基づいて、職業訓練受講給付金申込受付・審査・支給等を行っている。 ・求職者から提出される受講申込・事前審査書等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、受講者番号(求職者支援に関する事務で個人を特定するために使用する番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。 ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。 ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長、デジタル庁等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。 ・職業訓練受講給付金の受給要件等の審査のうち、世帯収入の確認において、地方公共団体情報システム機構へ同一住所の者の情報照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長へ同一世帯の者の範囲及び当該地方税関係情報等の情報照会を行う。 ・都道府県知事等より書面または電磁的記録媒体によりパスワードを付して提供を受けた個人番号及び氏名をキーとして、当該都道府県知事等からの求めに応じて、職業訓練受講給付金の受給情報を書面または電磁的記録媒体によりパスワードを付して情報提供を行う。(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第二号に掲げる新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る事務に係る用途で、令和3年7月以降申請分の処理のために実施) ※求職者支援制度以外の公的職業訓練に関する事務においては個人番号は取り扱わない。</p>
②事務の概要	

(3)職業紹介に関する事務

- ・公共職業安定所等では、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年7月21日法律第132号)(以下、「労働施策総合推進法」という。)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。
- ・求職者から提出される障害者求職申込書等により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、求職番号(職業紹介に関する事務で従来から個人を特定するために使用している障害者の情報の管理番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。
- ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。
- ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、個人番号を利用した外部機関(都道府県知事)への情報照会を行い、求職申込の登録要件を審査する。
- ・就職支援に当たって求職者の正確な職歴等を把握することが必要な場合、雇用保険被保険者番号により雇用保険の加入歴を把握することが必要な求職者から求職申込書とともに、個人番号が記載された書類を受け付け、書類の不備等を確認し、当該個人番号と紐付いている雇用保険被保険者番号を照会し、当該雇用保険被保険者番号と求職番号とを紐付ける。

(4)助成金に関する事務(※)

- ・公共職業安定所等では、雇用保険法、労働施策総合推進法に基づいて、雇用保険適用対象となる労働者を雇い入れる等一定の要件を満たした事業主に対する助成金の申請受理、審査、支給等を行っている。
- ・事業主から提出される助成金の支給申請により、個人番号を含む届出・申請書を受け付け、書類の不備等を確認し、雇用保険被保険者番号(上記(1)の雇用保険に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)と個人番号を紐付け、特定個人情報ファイルとして保管する。
- ・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。
- ・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、個人番号を利用した外部機関(都道府県知事)への情報照会を行い、助成金の支給要件を審査する。

※助成金に関する事務については、外部機関からの情報照会がないこと、また、個人番号は助成金の審査時にのみ使用するものであることから、上記(1)～(3)の事務とは異なり、平成28年1月から個人番号を収集・蓄積し助成金に係る情報と個人番号を紐付けておく必要がないため、情報連携の開始時期から開始している。

③システムの名称

- (1)雇用保険システム
- (2)訓練・訓練登録システム
- (3)職業紹介システム
- (4)助成金システム、助成金電子申請システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)雇用保険ファイル
- (2)求職者支援ファイル
- (3)職業紹介ファイル
- (4)助成金ファイル

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番7、53、83、124</p> <p>2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第6条の2、第27条、第45条第1項から第6項、第67条</p> <p>3. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第30条の9 ・別表第1 項番67の2、69、70</p>
--------	--

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法情報提供省令」という。)第2条の表第77項、第109項、第110項、第111項、第112項、第113項、第152項 (提供)番号法情報提供省令第2条表第42項、第48項、第57項、第58項、第65項、第67項、第71項、第74項、第83項、第85項、第87項、第90項、第125項、第141項	

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	厚生労働省職業安定局総務課 厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室
②所属長の役職名	総務課長 労働市場センター業務室長

### 6. 他の評価実施機関

--

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html</a> ) ※郵送の場合の宛先についても同上 各都道府県労働局総務部企画室 下記URLを参照 <a href="http://www.mhlw.go.jp/jouhou/madoguchi01/index.html">http://www.mhlw.go.jp/jouhou/madoguchi01/index.html</a>
-----	--

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室 177-0044 東京都練馬区上石神井4-8-4 03-3920-3311
-----	---

### 9. 規則第9条第2項の適用

[      ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
3. 特定個人情報の使用		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「都道府県労働局(職業安定行政)が行う個人番号利用事務における特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを取り扱う段階ごと(①取得する段階、②利用する段階、③保存する段階、④提供する段階、⑤廃棄又は削除する段階)の作業におけるルールを定めている。また、職員に対しては、マイナンバーを扱う際の確認事項を記載した「個人情報保護に関する研修テキスト」による自己点検を義務化しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。

## 9. 監査

[  自己点検 ] [  内部監査 ] [  外部監査 ]

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---

判断の根拠	「都道府県労働局(職業安定行政)が行う個人番号利用事務における特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを取り扱う段階ごと(①取得する段階、②利用する段階、③保存する段階、④提供する段階、⑤廃棄又は削除する段階)の作業におけるルールを定めている。また、職員に対しては、マイナンバーを扱う際の確認事項を記載した「個人情報保護に関する研修テキスト」による自己点検を義務化しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分と考えられる。
-------	---

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報	個人番号の収集・蓄積の開始	助成金事務及び情報連携の開始等を追加	事前	重要な変更のため
平成29年1月31日	I . 5. ②所属長	—	所属長の氏名を変更	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
平成29年5月30日	I . 5. ②所属長	—	所属長の氏名を変更	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I . 1. ②事務の概要	・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長等)への情報照会を行い、失業等給付の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付関係情報(失業等給付の支給歴等)の情報提供を行う。	・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長等)への情報照会を行い、失業等給付の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付関係情報(失業等給付の支給歴等)の情報提供を行う。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	・職業訓練受講給付金の受給要件等の審査のうち、世帯収入の確認において、地方公共団体情報システム機構へ同一住所の者の情報照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長へ同一世帯の者の範囲及び当該地方税関係情報等の情報照会を行う。	事前	重要な変更のため
令和1年6月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ハローワーク等では、職業安定法(昭和22年1月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)、雇用対策法(昭和41年7月21日法律第132号)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。	ハローワーク等では、職業安定法(昭和22年1月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)、雇用対策法(昭和41年7月21日法律第132号)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1. 番号法	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 2. 主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第27条、第45条第1項から第6項、第67条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第27条、第45条第1項から第6項、第67条	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 3. 住民基本台帳法	住民基本台帳法(平成27年7月15日法律第56号時点)	住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	※各項の主務省令は、情報連携の開始までに定める予定。	※番号法別表第2第114項に係る主務省令「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)」の第59条は、改正予定。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	—	所属長の氏名を削除	事後	様式の変更に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和1年6月6日	IV リスク対策	—	記載を追加	事前	様式の変更に伴う形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(2)求職者支援制度に関する事務	(2)求職者支援制度を含む公的職業訓練に関する事務	事後	ハローワークシステムで取り扱う事務についての修正であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の修正ではないため、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)～(4)の事務	(1)～(4)((2)については求職者支援制度)の事務	事後	ハローワークシステムで取り扱う事務についての修正に伴う、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を明示するための追記であるため、重要な変更に当たらない。
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	申請番号(求職者支援に関する事務で従来から個人を特定するために使用している番号)	受講者番号(求職者支援に関する事務で個人を特定するために使用する番号)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年3月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	求職者支援システム	訓練・訓練登録システム	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和2年3月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	※番号法別表第2第114項に係る主務省令「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)」の第59条は、改正予定。	—	事後	時点修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長等)への情報照会を行い、失業等給付の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付関係情報(失業等給付の支給歴等)の情報提供を行う。	・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長、口座情報登録システム等)への情報照会を行い、失業等給付等の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付等関係情報(失業等給付等の支給歴等)の情報提供を行う。	事前	重要な変更のため
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。	・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長、口座情報登録システム等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。	事前	重要な変更のため
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	・都道府県知事等より書面または電磁的記録媒体によりパスワードを付して提供を受けた個人番号及び氏名をキーとして、当該都道府県知事等からの求めに応じて、職業訓練受講給付金の受給情報を書面または電磁的記録媒体によりパスワードを付して情報提供を行う。(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示第二号に掲げる新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る事務に係る用途で、令和3年7月以降申請分の処理のために実施)	事後	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金はその性質上迅速な支給が必要であり、かつ、既に支給事務が開始していたため
令和3年12月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○] 提供・移転しない	[ ] 提供・移転しない	事後	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金はその性質上迅速な支給が必要であり、かつ、既に支給事務が開始していたため
令和3年12月10日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	—	[ ] 十分である [ ]	事後	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金はその性質上迅速な支給が必要であり、かつ、既に支給事務が開始していたため
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	※求職者支援制度以外の公的職業訓練に関する事務においては個人番号は取り扱わない。	事後	ハローワークシステムで取り扱う事務についての修正であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の修正ではないため、重要な変更に当たらない。
令和3年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ハローワーク等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付の支給等を行っている。	・ハローワーク等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付等の支給等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない
令和3年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)雇用保険システム (2)訓練・訓練登録システム (3)職業紹介システム (4)助成金システム	(1)雇用保険システム (2)訓練・訓練登録システム (3)職業紹介システム (4)助成金システム、助成金オンライン申請システム	事前	重要な変更のため
令和4年2月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(照会)番号法別表第2第55項、第76項、第77項、第78項、第79項、第114項	(照会)番号法別表第2第55項、第76項、第77項、第78項、第78項の2、第79項、第114項	事前	令和3年12月1日に承認された評価書の記載漏れについて、事務の開始前に対応するため。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	以下を追記 ・就職支援に当たって求職者の正確な職歴等を把握することが必要な場合、雇用保険被保険者番号により雇用保険の加入歴を把握することが必要な求職者から求職申込書とともに、個人番号が記載された書類を受け付け、書類の不備等を確認し、当該個人番号と紐付いている雇用保険被保険者番号を照会し、当該雇用保険被保険者番号と求職番号とを紐付ける。	事前	リスクを相当程度変動させる変更ではないため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番36、57、92  2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第27条、第45条第1項から第6項、第67条	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番6の2、36、57、92  2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第6条の2、第27条、第45条第1項から第6項、第67条	事前	リスクを相当程度変動させる変更ではないため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. ハローワーク等における事務について 全国の都道府県労働局及び公共職業安定所(出張所及び分室を含む。以下「ハローワーク等」という。)では、職業安定行政に係る各事務を実施している。	1. 公共職業安定所等における事務について 全国の都道府県労働局及び公共職業安定所(出張所及び分室を含む。以下「公共職業安定所等」という。)では、職業安定行政に係る各事務を実施している。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ハローワーク等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付等の支給等を行っている。	・公共職業安定所等では、雇用保険法(昭和49年12月28日法律第116号)に基づいて、被保険者の資格取得及び喪失、失業等給付等の支給等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長、口座情報登録システム等)への情報照会を行い、失業等給付等の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付等関係情報(失業等給付等の支給歴等)の情報提供を行う。	・当該業務に係る審査事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、各健康保険組合、市町村長、デジタル庁、法務省等)への情報照会を行い、失業等給付等の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、失業等給付等関係情報(失業等給付等の支給歴等)の情報提供を行う。	事前	リスクを相当程度変動させる変更ではないため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ハローワーク等では、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年5月20日法律第47号)(以下「求職者支援法」という。)に基づいて、職業訓練受講給付金申込受付・審査・支給等を行っている。	・公共職業安定所等では、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年5月20日法律第47号)(以下「求職者支援法」という。)に基づいて、職業訓練受講給付金申込受付・審査・支給等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長、口座情報登録システム等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。	・当該業務に係る審査事務において、番号法に定められた範囲で、情報提供ネットワークシステムを通じて外部機関(日本年金機構、各共済組合、市町村長、デジタル庁等)への情報照会を行い、職業訓練受講給付金の受給要件等を審査するとともに、都道府県知事等の求めに応じて、職業訓練受講給付金支給関係情報の情報提供を行う。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ハローワーク等では、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)、雇用対策法(昭和41年7月21日法律第132号)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。	・公共職業安定所等では、職業安定法(昭和22年11月30日法律第141号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年7月21日法律第132号)(以下、「労働施策総合推進法」という。)に基づいて、求人及び求職の申込受理、求人者及び求職者に対する職業紹介・職業指導、就職後の指導等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・ハローワーク等では、雇用保険法、雇用対策法に基づいて、雇用保険適用対象となる労働者を雇い入れる等一定の要件を満たした事業主に対する助成金の申請受理、審査、支給等を行っている。	・公共職業安定所等では、雇用保険法、労働施策総合推進法に基づいて、雇用保険適用対象となる労働者を雇い入れる等一定の要件を満たした事業主に対する助成金の申請受理、審査、支給等を行っている。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。
令和4年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)雇用保険システム (2)訓練・訓練登録システム (3)職業紹介システム (4)助成金システム、助成金オンライン申請システム	(1)雇用保険システム (2)訓練・訓練登録システム (3)職業紹介システム (4)助成金システム、助成金電子申請システム	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1. (1)雇用保険に関する事務	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	事後	様式変更に伴う変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1. (1)雇用保険に関する事務	—	・育児休業等給付の審査事務において、地方公共団体情報システム機構へ同一住所の者の情報照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じて市町村長へ同一世帯の者の範囲及び当該地方税関係情報等の情報照会を行う。	事後	リスクを相当程度変動させる変更ではないため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1. (2)求職者支援制度に関する事務	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	事後	様式変更に伴う変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1. (3)職業紹介に関する事務	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。□	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	事後	様式変更に伴う変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 1. (4)助成金に関する事務	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本4情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	・個人番号の紐付けを行う際には、地方公共団体情報システム機構へ当該個人の本人確認情報(基本5情報等)を照会し、個人番号の真正性を確認する。	事後	様式変更に伴う変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表第1 項番6の2、36、57、92  2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第6条の2、第27条、第45条第1項から第6項、第67条  3. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第30条の9 ・別表第1 項番67の2、69、70	1. 番号法 ・第9条第1項(利用範囲) ・別表 項番7、53、83、124  2. 主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第6条の2、第27条、第45条第1項から第6項、第67条  3. 住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号) ・第30条の9 ・別表第1 項番67の2、69、70	事後	時点修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報照会ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)番号法別表第2第55項、第76項、第77項、第78項、第78項の2、第79項、第114項 (提供)番号法別表第2第26項、第27項、第34項、第35項、第39項、第41項、第44項、第50項、第58項、第60項、第62項、第65項、第87項、第106項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (照会)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法情報提供省令」という。)第2条の表第77項、第109項、第110項、第111項、第112項、第113項、第152項 (提供)番号法情報提供省令第2条表第42項、第48項、第57項、第58項、第65項、第67項、第71項、第74項、第83項、第85項、第87項、第90項、第125項、第141項	事後	時点修正であるため、重要な変更に当たらない。
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	[ 十分である ] 判断の根拠 「都道府県労働局(職業安定行政)が行う個人番号利用事務における特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを取り扱う段階ごと(①取得する段階、②利用する段階、③保存する段階、④提供する段階、⑤廃棄又は削除する段階)の作業におけるルールを定めている。また、職員に対しては、マイナンバーを扱う際の確認事項を記載した「個人情報保護に関する研修テキスト」による自己点検を義務化しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分と考えられる。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] 当該対策は十分か [ 十分である ] 判断の根拠 「都道府県労働局(職業安定行政)が行う個人番号利用事務における特定個人情報取扱規程」を定め、マイナンバーを取り扱う段階ごと(①取得する段階、②利用する段階、③保存する段階、④提供する段階、⑤廃棄又は削除する段階)の作業におけるルールを定めている。また、職員に対しては、マイナンバーを扱う際の確認事項を記載した「個人情報保護に関する研修テキスト」による自己点検を義務化しており、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分と考えられる。	事後	形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない